

令和6年12月定例会 教育長報告

◆12月の主な活動

- 3日 研究開発指定校公開授業視察（中島小学校）〔教育長・委員〕
- 6日 「たのしいそろばん」贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
教育を語る会（清水庁舎）〔教育長〕
- 15日 史跡小島陣屋跡「御殿の書院」完成記念式（史跡小島陣屋跡）
〔教育長〕
- 16日 優秀教職員表彰式（清水庁舎）〔教育長〕
- 20日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 第3回県立高等学校のあり方に関する地域協議会（静岡地区）
（あざれあ）〔教育長〕

◆1月の主な予定

- 7日 静岡商工会議所 新年賀詞交歓会（グランヒルズ静岡）〔教育長〕
- 9日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 16日 校長会支部訪問（由比北小学校）〔教育長・委員〕
- 18日 清水駒越小学校開港150周年記念式典（清水駒越小学校）〔教育長〕
しみずかがやき塾閉校式（マリナート）〔教育長〕
- 22日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第 2 8 号

専決の報告及びその承認について

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度補正予算（1 1 月追加）案について専決したから、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 内 容 別紙の内容について「意見なし」とする。
- 2 提案理由 教育に関する事務に係る議案を作成する場合においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年第 162 号）第 29 条の規定により教育委員会の意見を聞かなければならないこととされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第 6 条第 1 項の規定に基づき専決したため、同条第 2 項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。

令和6年度補正予算案について

令和6年度補正予算（11月追加）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年12月6日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

1 補正予算の概要

別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	補 予 算 正 額	内 容 等
給与改定への対応			
教 育 総務課	給与費等	968,198	(事業内容) 給与改定による増額 ・教育総務課所管分 159,422 ・教職員課所管分 808,776 【特定財源】 国庫負担金(1/3) 220,989
教 職 員 課			
教 員	共済費	65,374	(事業内容) 給与総額増に伴う増額 65,374 【特定財源】 諸収入 1,436
教 員 課			

報告第9号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和6年12月20日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。

06 静 教 教 児 第 2199 号

令 和 6 年 12 月 20 日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静 岡 市 教 育 委 員 会

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮問します。

記

1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理 由)

令和7年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理 由)

令和7年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立東源台小学校に新設し、静岡市立東豊田小学校（知）及び静岡市立東源台小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校 及び静岡市立東源台小学校	静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校
		静岡市立東源台小学校	静岡市立東源台小学校

- (2) 静岡市立清水駒越小学校に新設し、静岡市立清水三保第二小学校（知）、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立駒越小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校及び静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立駒形小学校に新設し、静岡市立新通小学校（自・情）、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立駒形小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校、 静岡市立番町小学校及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校及 び静岡市立番町小学校
		静岡市立駒形小学校	静岡市立駒形小学校

(2) 静岡市立清水第一中学校に新設し、静岡市立清水第一中学校（自・情）、静岡市立清水第八中学校（自・情）、静岡市立清水袖師中学校（自・情）及び静岡市立清水庵原中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、 静岡市立清水第八中学校、 静岡市立清水袖師中学校及 び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第一中学校	静岡市立清水第一中学校、 静岡市立清水袖師中学校及 び静岡市立清水庵原中学校
		静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第八中学校

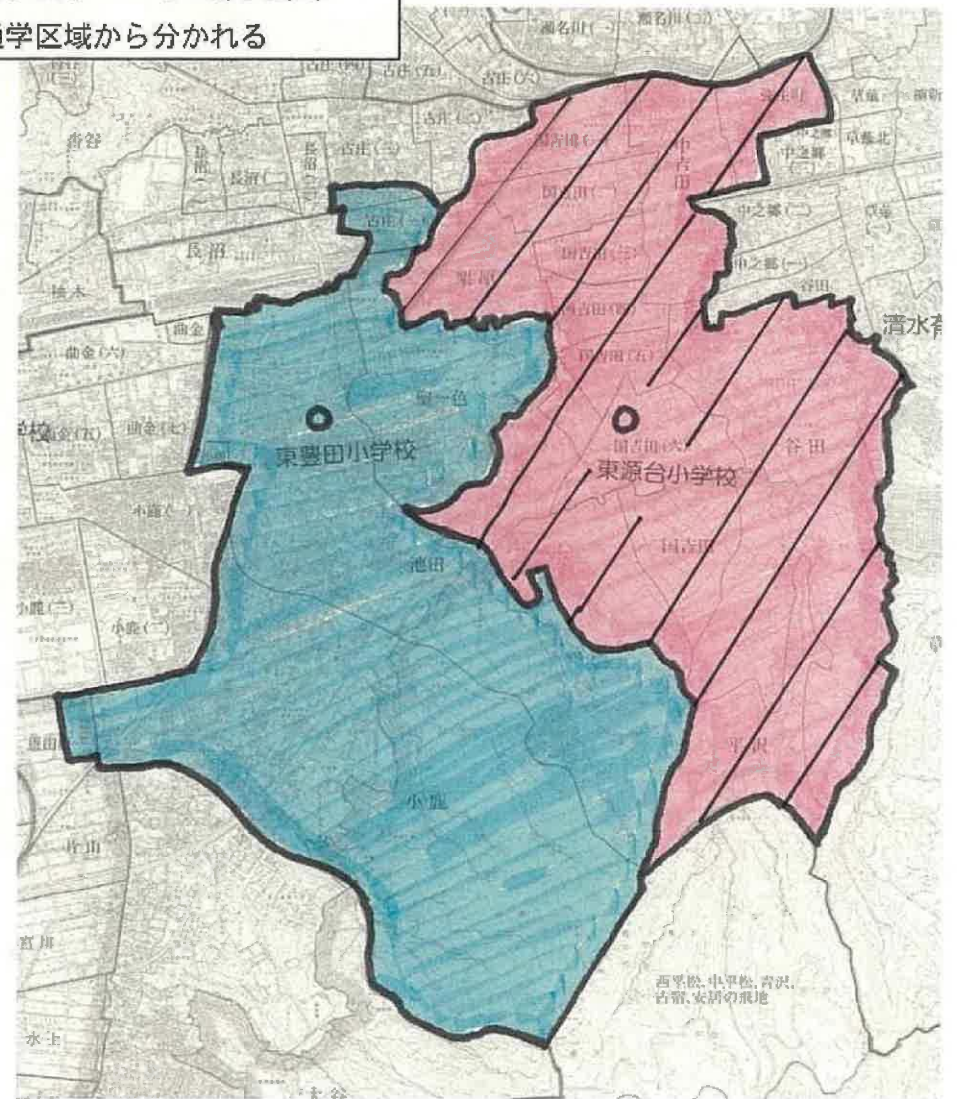
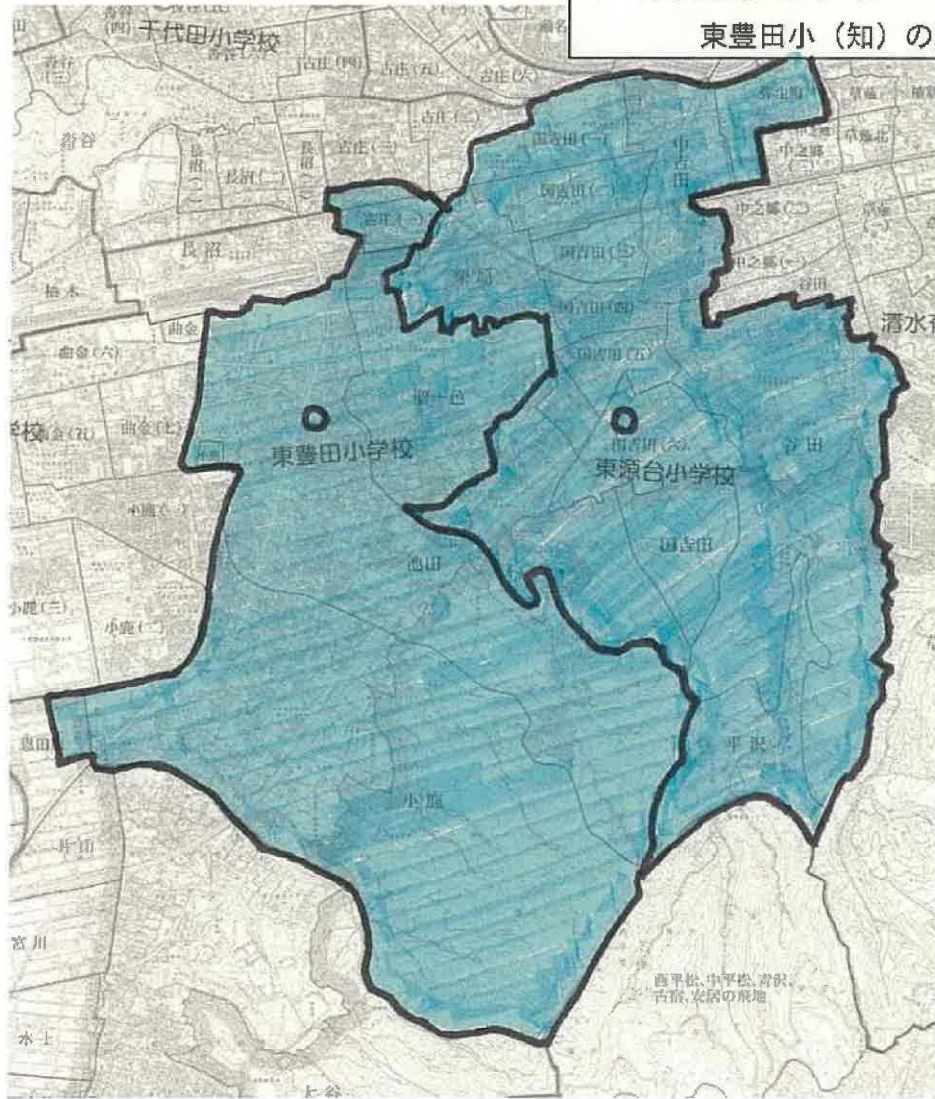
3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和7年4月1日

東源台小（知）の新設

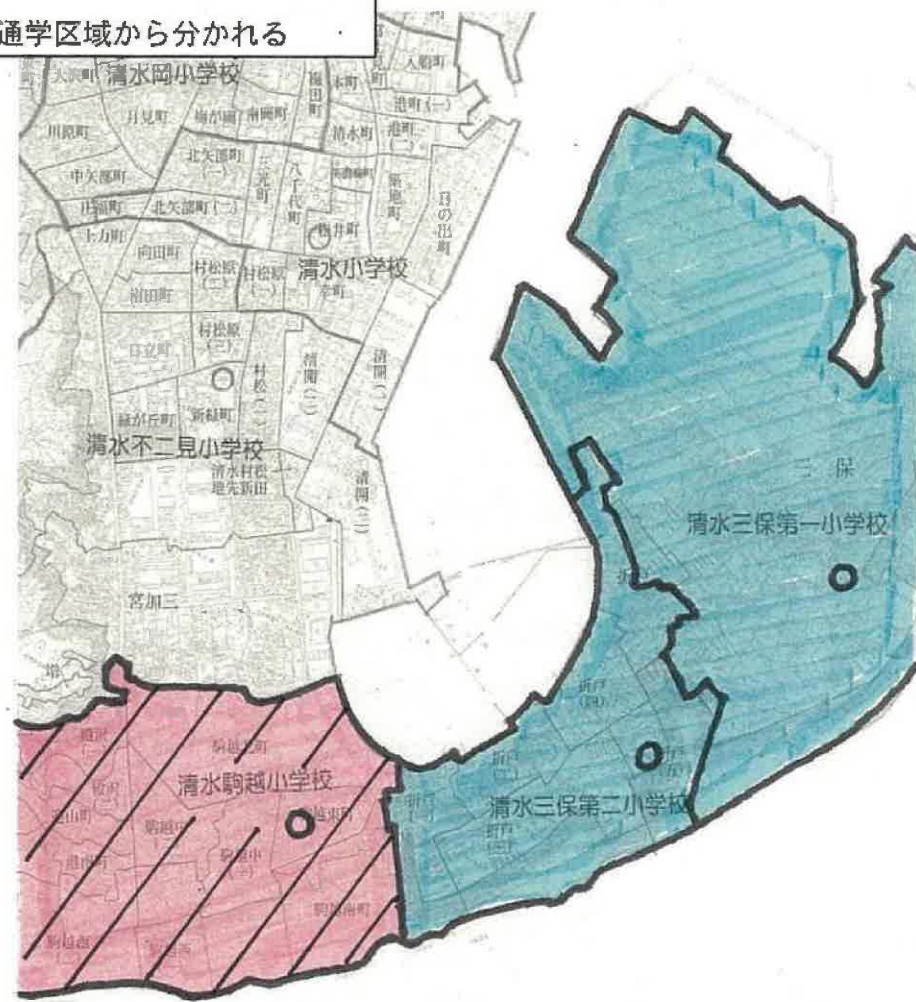
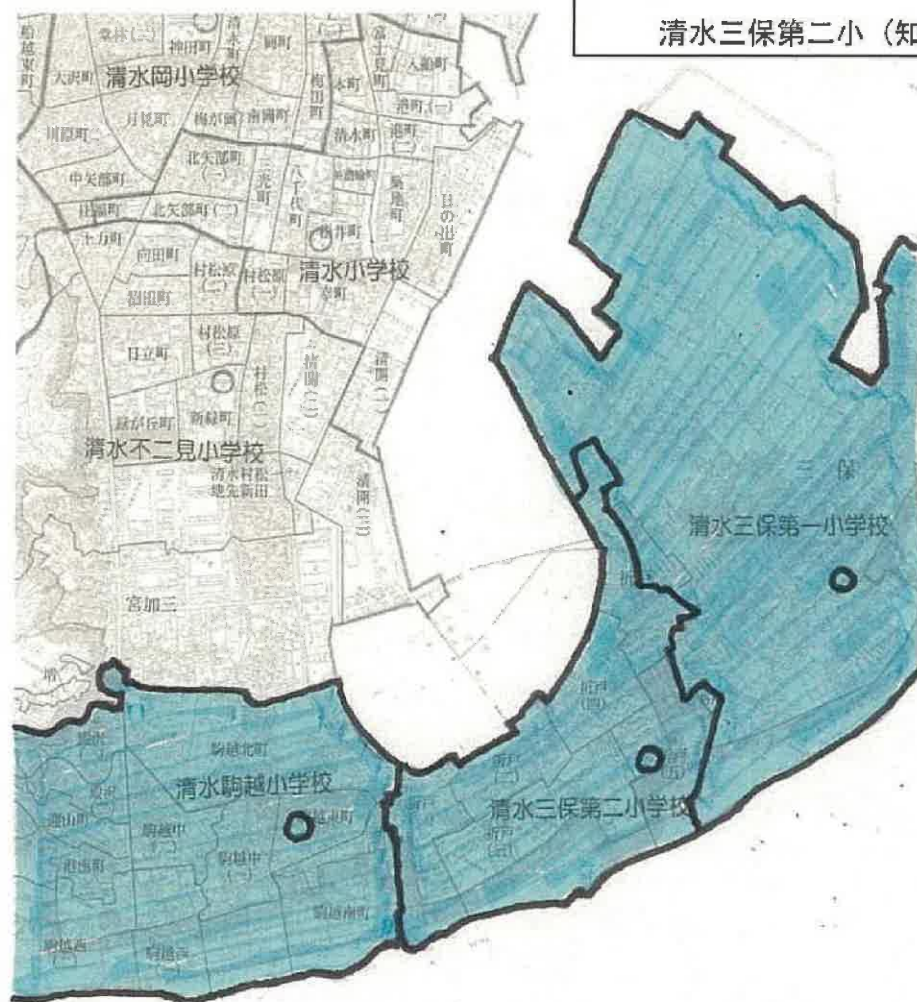
東豊田小（知）の通学区域から分かれる



地図①

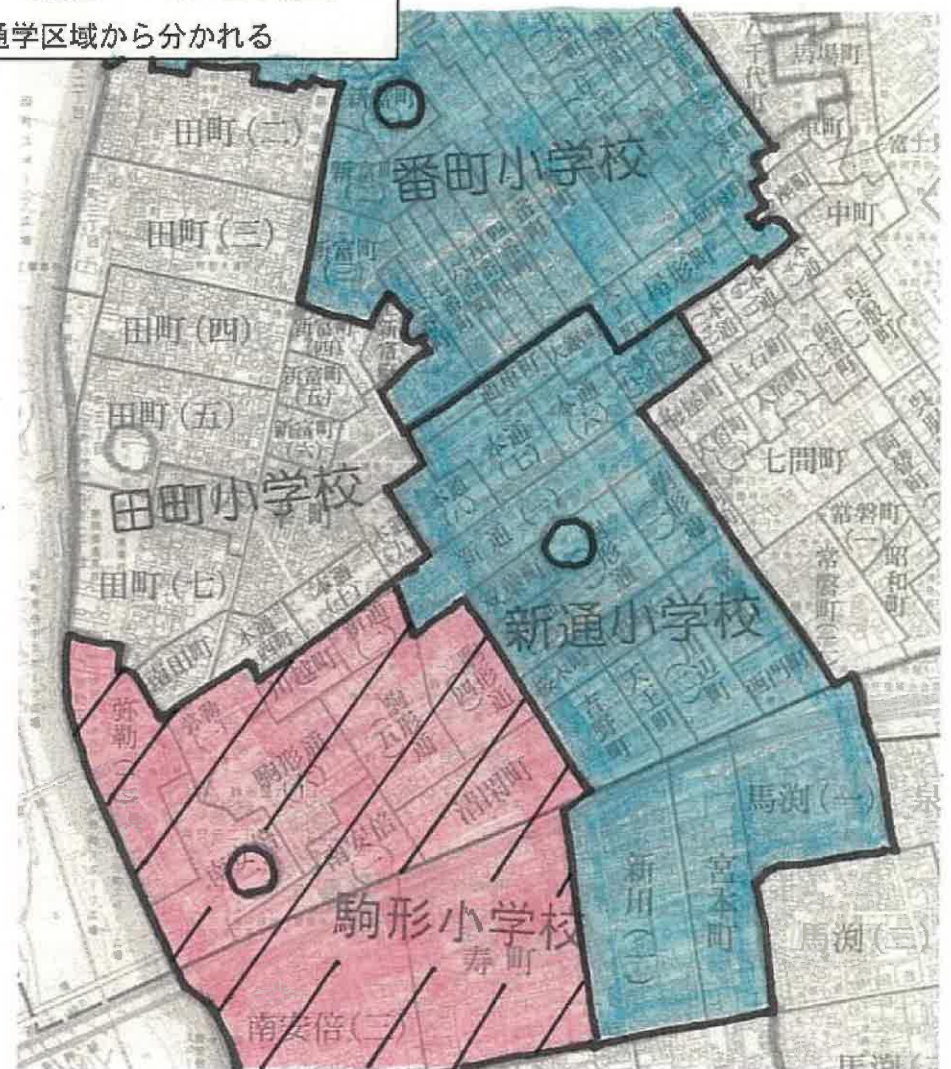
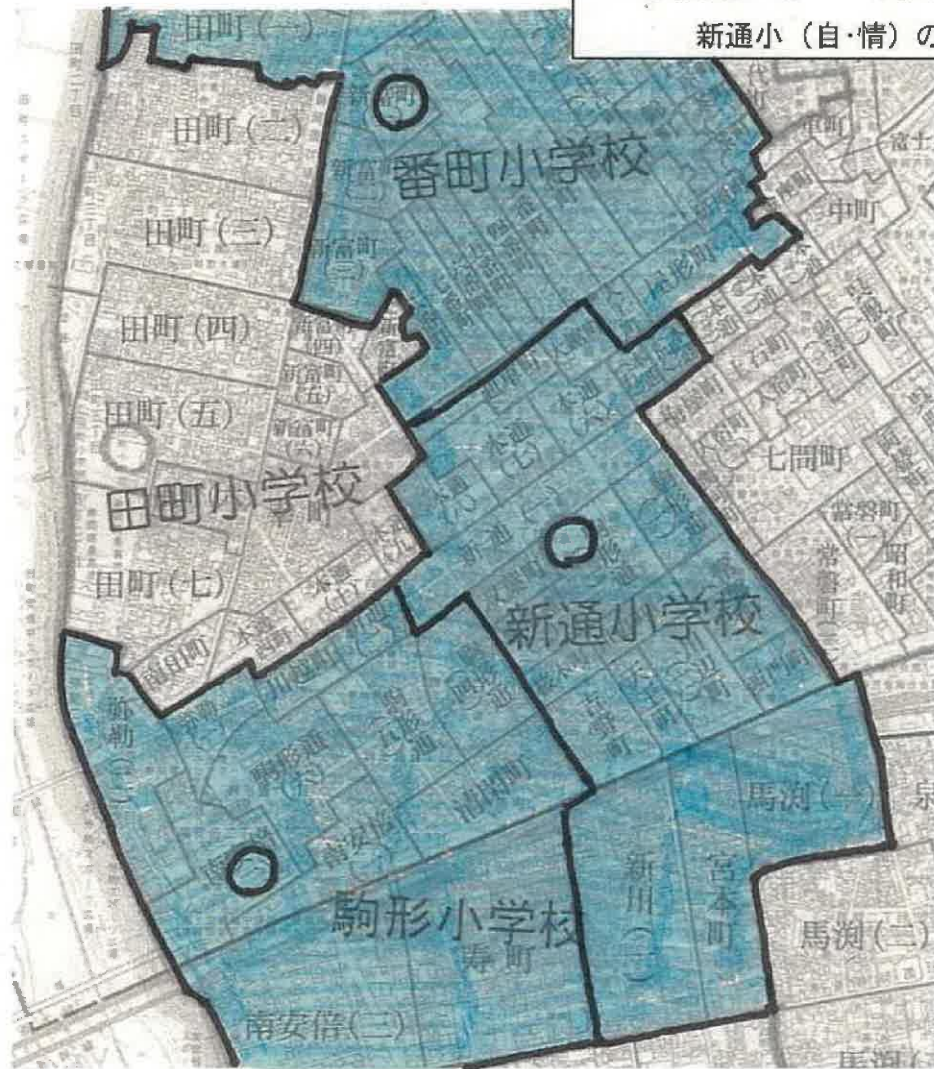
清水駒越小（知）の新設

清水三保第二小（知）の通学区域から分かれる



駒形小（自・情）の新設

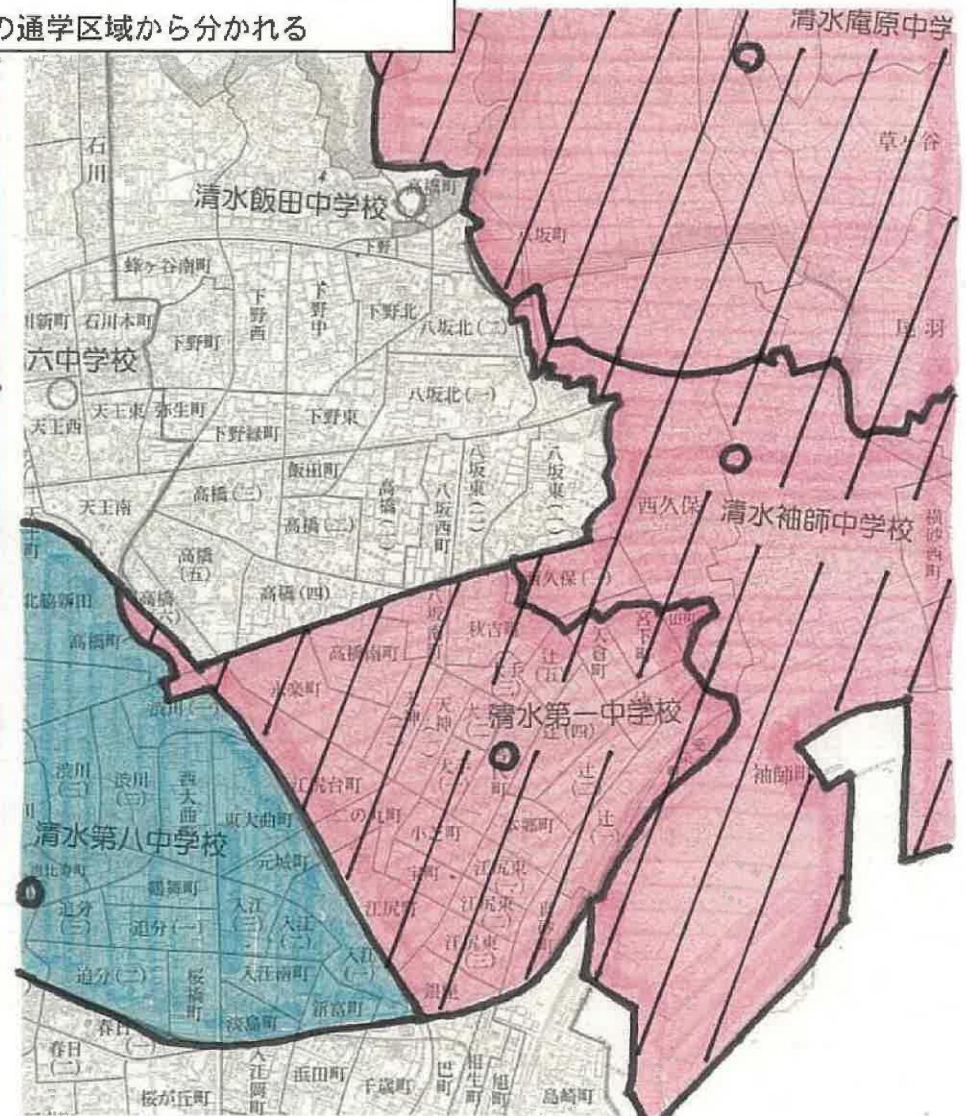
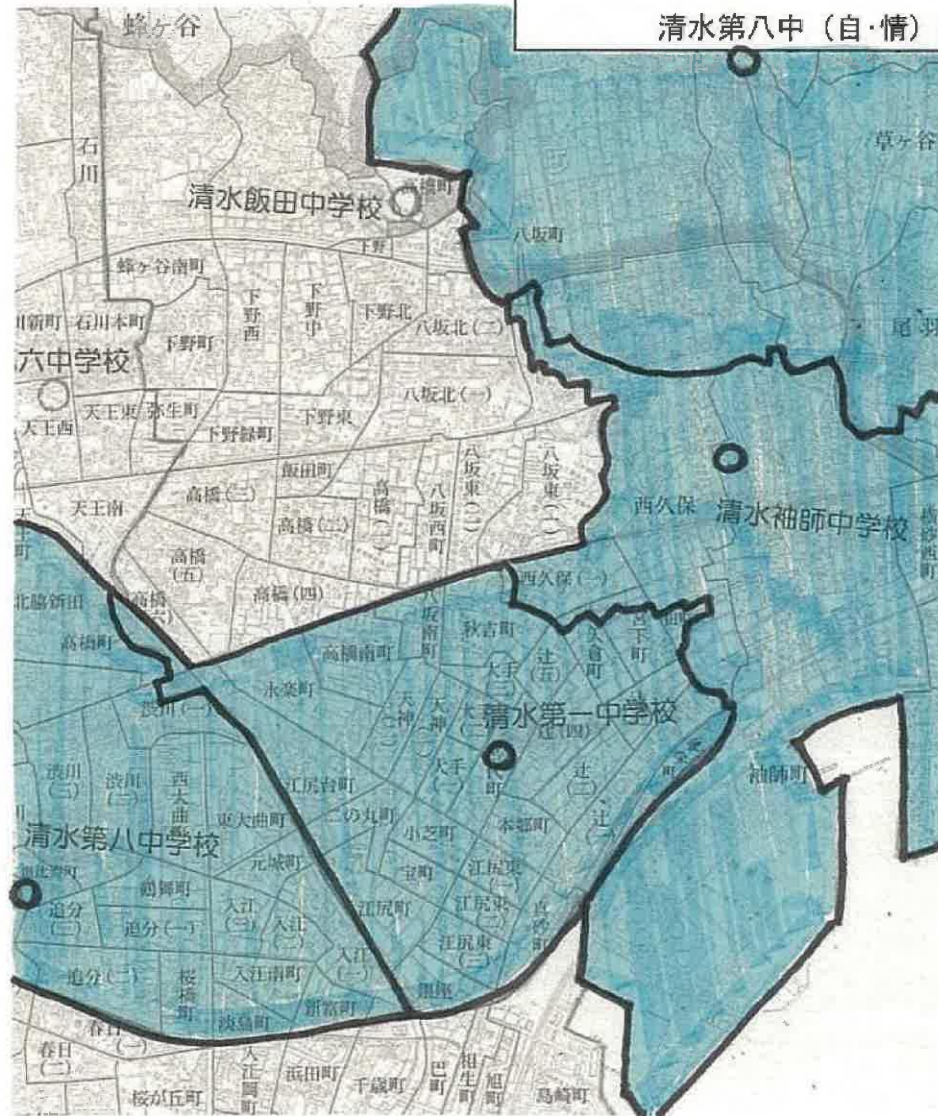
新通小（自・情）の通学区域から分かれる



地図③

清水第一中（自・情）の新設

清水第八中（自・情）の通学区域から分かれる



地図④

静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱（抜粋）

（通学区域の設定）

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

（指定学校の指定）

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

（指定学校の変更）

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第2（第4条関係）

1 知的障害特別支援学級

（1）小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立東豊田小学校及び静岡市立東源台小学校	静岡市立東豊田小学校
静岡市立清水三保第二小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

（1）小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立新通小学校、静岡市立番町小学校及び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校

（2）中学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第八中学校